

【用語解説】

用 語		説 明
か 行	関係事業者	電力・通信の電線類を所有する企業者とガス・水道などの埋設物企業者等のこと。
	緊急輸送道路	阪神淡路大震災での教訓を踏まえて、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点と相互に連絡する道路のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1次：応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路 ・第2次：一次路線と区市町村役場、主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連絡する路線 ・第3次：その他の防災拠点（広域輸送拠点、備蓄倉庫等）を連絡する路線
	景観形成特別地区	景観法に基づき、一般地域に位置づけられた景観計画区域である区内全域のうち、自然、歴史・文化、にぎわいなど地域の個性を生かして景観まちづくりを重点的に推進する4地区のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・神田川沿川 ・六義園周辺 ・池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道 ・雑司ヶ谷地域
	小型ボックス活用方式	小型化したボックス内に電力・通信ケーブルを収容し、従来の電線共同溝に比べて低コストでコンパクトな方式のこと。
	公開空地	建築基準法の総合設計制度に基づいて、開発事業敷地内に設けられた空地のうち、一般に開放され自由に通行又は利用できるオープンスペースのこと。有効面積に応じて、容積率の割増しや高さ制限の緩和が受けられる。
さ 行	災害拠点病院	災害時において、主に重症者の収容・治療を行うために指定された病院のこと。
	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業のこと。
	事業中	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線共同溝路線指定を行い、事業を実施している路線のことを指す。
	浅層埋設	管路を従来よりも浅い位置に埋設する方式のこと。埋設位置が浅くなることで、掘削土量が削減され、コスト縮減と工期短縮になる。
	センター・コア・エリア	概ね、首都高速中央環状線の内側のエリアのこと。
た 行	地区計画	地域の実情を踏まえ、民間の開発や建築行為などの制限を強化し、きめ細やかな街並み空間の約束事を地域本位で、地域の実情にあわせて決めていく手法として「地区計画制度」がある。 豊島区では、18か所の地区計画が定められている。 <ul style="list-style-type: none"> ・東池袋四丁目地区 ・高松二丁目桐葉通り地区 ・目白駅周辺地区 ・南池袋二丁目A地区 ・立教大学南地区 ・南池袋二・四丁目地区 ・環状5の1号線周辺地区 ・東池袋四丁目42番地区 ・補助173号線周辺地区 ・補助81号線沿道巣鴨・駒込地区 ・環状4号線周辺地区 ・上池袋二・三・四丁目地区 ・巣鴨地蔵通り四丁目地区 ・池袋本町地区 ・池袋駅周辺・主要街路沿道 ・補助172号線沿道長崎地区 ・東池袋四・五丁目地区 ・南池袋二丁目C地区
	地上機器	高圧の電気を低圧に変更する変圧器や電気の流れを切り替える開閉器で、無電柱化する場合、地上に設置する箱状の機器のこと。
	地中化率	整備対象延長に対する、電線共同溝が整備された延長の比率のこと。

た 行	地方ブロック無電柱化協議会	全国を10ブロックに分けて、道路管理者、電線管理者、地方公共団体等の関係者で構成され、無電柱化実施予定箇所をとりまとめて事業を推進している協議会のこと。
	通信事業者	固定電話や携帯電話、有線放送、ケーブルテレビなどの通信サービスを提供する事業者のことで、正式には電気通信事業者という。
	電線管理者	電力会社やNTTなど電力線、通信線を所有し管理している企業者等のこと。
	電線共同溝路線指定	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線共同溝を整備すべき道路として指定し、電柱・電線の設置を制限すること。
	道路管理者	道路法で認定された道路の維持管理をする機関のこと。道路の種別により管理者が異なる。
	道路占用	道路上の電柱や道路地下の上下水道管、ガス管など一定の施設を設置し、継続して道路を使用すること。
	都市開発諸制度等	公開空地等の確保など公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して、容積率などの緩和を行う4つの制度のこと。 ・再開発等促進区を定める地区計画 ・高度利用地区 ・特定街区 ・総合設計
	都市計画道路	都市計画法に基づく、安全かつ快適な交通を確保するとともに、災害時には延焼遮断機能や避難路としての役割を果たすなど、多面的な機能を有する都市の骨格となる道路のこと。
	土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業のこと。
	は 行	避難道路
避難場所		震災時に発生する大規模火災やそのほかの危険から身を守るために一時的に避難する場所のこと。
防災生活道路		延焼遮断帯に囲まれた市街地における緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動及び避難を可能とする防災上重要な道路のこと。
補助制度		「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき実施する無電柱化事業に対して、区市町村が実施する電線共同溝事業に要する経費について、国や都が補助金を交付する制度のこと。
ま 行	無電柱化	道路の地下空間を活用して、電線類を地中化すること、又は、裏通りからの配線、軒下等の配線により、道路から電柱をなくすこと。
	無電柱化チャレンジ支援事業	無電柱化の事業化に向けた検討に要する費用や、支障移設や本体構築等の工事に要する費用に対して補助を行う事業。また、電線管理者等の関係事業者と低コスト化に向けた技術検討を行い、その成果を区市町村に提供する事業。
	無電柱化率	道路の総延長に対する無電柱化された道路延長の割合(%)のこと。